

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共料金等の支払い猶予状況

※既存制度を含め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に適用できる場合があるものの一覧です。

| 名称  | 対象者   | 相談に応じる内容 |           |    |    | 対象期間   | 手続き   | 問い合わせ先<br>市外局番 (045)   |
|---|---|----------|-----------|----|----|--|---|--|
|   |   | 猶予       | 期間        | 分割 | 減免 |  |   |  |
| <b>市税</b><br>(個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、事業所税など) | 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当し、市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。<br><br>(ケース1)災害により財産に相当な損失が生じた場合<br>新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合<br>(ケース2)ご本人またはご家族が病気にかかった場合<br>納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合<br>(ケース3)事業を廃業または休止した場合<br>納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合<br>(ケース4)事業に著しい損失を受けた場合<br>納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合 | ○        | 原則1年間     | ○  |    | 特になし   | 申請書と事実を証する書類などの添付資料を提出し申請してください。<br><br>詳細は、各区税務課収納担当又は納税管理課滞納整理担当にご相談ください。<br>(問い合わせ先は、税金の種類によって異なりますのでご注意ください。) | (個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税・事業所税について)<br><br>各区役所代表電話<br>鶴見区役所 510-1818<br>神奈川区役所 411-7171<br>西区役所 320-8484<br>中区役所 224-8181<br>南区役所 341-1212<br>港南区役所 847-8484<br>保土ヶ谷区役所 334-6262<br>旭区役所 954-6161<br>磯子区役所 750-2323<br>金沢区役所 788-7878<br>港北区役所 540-2323<br>緑区役所 930-2323<br>青葉区役所 978-2323<br>都筑区役所 948-2323<br>戸塚区役所 866-8484<br>栄区役所 894-8181<br>泉区役所 800-2323<br>瀬谷区役所 367-5656<br><br>(市外所在の特別徴収義務者の個人市民税特別徴収分について)<br>財政局納税管理課滞納整理担当<br>電話 671-3764 |
| <b>土地建物貸付料(財政局)</b>                                 | 財政局所管の土地・建物を借り受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方  | ○        | 原則、令和5年度中 | ○  |    | 令和5年度中に納期限が到来するもの  | 右記連絡先へご相談ください   | 財政局 管財課<br>671-3806  |
| <b>住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明・市税証明の発行手数料(市民局・財政局)</b> | 新型コロナウイルス感染症に係る融資や貸付、各種支援制度等の手続きをされる方   |          |           |    | ○  | 令和2年4月30日以降に交付するもの   | 証明書交付請求書(申請書)に使用目的を記載して申請してください。<br>*コンビニエンスストアで住民票の写し等を取得する場合は減免の対象となりません  | 各区役所代表電話<br>鶴見区役所 510-1818<br>神奈川区役所 411-7171<br>西区役所 320-8484<br>中区役所 224-8181<br>南区役所 341-1212<br>港南区役所 847-8484<br>保土ヶ谷区役所 334-6262<br>旭区役所 954-6161<br>磯子区役所 750-2323<br>金沢区役所 788-7878<br>港北区役所 540-2323<br>緑区役所 930-2323<br>青葉区役所 978-2323<br>都筑区役所 948-2323<br>戸塚区役所 866-8484<br>栄区役所 894-8181<br>泉区役所 800-2323<br>瀬谷区役所 367-5656   |
| <b>保育所利用料(保育料)</b>                                  | 新型コロナウイルスの影響で世帯の収支が著しく変動し、やむをえず支払えない方。  | ○        | 1年以内      | ○  | ○  | 【減免】<br>納期限までに申請・相談してください。<br><br>【支払猶予】<br>令和5年度以降に納期限が到来するもの | 【減免】各区子ども家庭支援課にご相談ください。<br><br>【支払猶予】<br>子ども青少年局保育・教育認定課にご相談ください。   | 各区役所代表電話<br>鶴見区役所 510-1818<br>神奈川区役所 411-7171<br>西区役所 320-8484<br>中区役所 224-8181<br>南区役所 341-1212<br>港南区役所 847-8484<br>保土ヶ谷区役所 334-6262<br>旭区役所 954-6161<br>磯子区役所 750-2323<br>金沢区役所 788-7878<br>港北区役所 540-2323<br>緑区役所 930-2323<br>青葉区役所 978-2323<br>都筑区役所 948-2323<br>戸塚区役所 866-8484<br>栄区役所 894-8181<br>泉区役所 800-2323<br>瀬谷区役所 367-5656<br><br>子ども青少年局保育・教育認定課<br>電話 671-0259   |
| <b>母子父子寡婦福祉資金貸付金</b><br>(母・父子家庭等の方の自立支援のための貸付)      | これから新たに支払期を迎える償還金について、新型コロナウイルスの影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった借受人の方   | ○        | 最大で1年間    |    |    | 申請月の翌月以降   | 子ども青少年局子ども家庭課にご相談ください。  | 電話 671- 2395   |

| 名称          | 対象者  | 相談に応じる内容 |  |          |    | 対象期間  | 手続き  | 問い合わせ先<br>市外局番 (045)  |
|-------------|--|----------|--|----------|----|---|--|---|
|             |  | 猶予       | 期間   | 分割       | 減免 |   |  |   |
| 国民健康保険料     | 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少し、納付ができないと認められる方など   | ○        | 6か月以内  | ○ ※状況による | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収猶予は納期限までに申請してください。</li> <li>・令和3年度の減免については令和4年3月31日までの申請が原則ですが、やむを得ない理由がある場合は期限後も申請が可能な場合があります。</li> <li>・国の基準に基づく、「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の制度については、横浜市国民健康保険ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。</li> </ul>   | お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せのうえ、お手続きください。  |   |
| 後期高齢者医療保険料  | 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少し、納付ができないと認められる方など   | ○        | 6か月以内  | ○ ※状況による | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収猶予は原則徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出してください。</li> <li>・令和3年度の減免については令和4年3月31日までの申請が原則ですが、やむを得ない理由がある場合は期限後も申請が可能な場合があります。</li> <li>・国の基準に基づく、「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の制度については、横浜市の後期高齢者医療制度ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。</li> </ul>  | お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せのうえ、お手続きください。  | 各区役所代表電話<br>鶴見区役所 510-1818<br>神奈川区役所 411-7171<br>西区役所 320-8484<br>中区役所 224-8181<br>南区役所 341-1212<br>港南区役所 847-8484<br>保土ヶ谷区役所 334-6262<br>旭区役所 954-6161<br>磯子区役所 750-2323<br>金沢区役所 788-7878<br>港北区役所 540-2323<br>緑区役所 930-2323<br>青葉区役所 978-2323<br>都筑区役所 948-2323<br>戸塚区役所 866-8484<br>栄区役所 894-8181<br>泉区役所 800-2323<br>瀬谷区役所 367-5656  |
| 介護保険料       | 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少し、納付ができないと認められる方など   | ○        | 6か月以内  | ○ ※状況による | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収猶予は納期限までに申請してください。</li> <li>・減免についても納期限までの申請が原則ですが、やむを得ない理由がある場合は納期限後も申請が可能な場合があります。</li> <li>・国の基準に基づく、「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の制度については、横浜市介護保険課のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。</li> </ul>  | お住まいの区の区役所保険年金課にお問合せのうえ、お手続きください。  |   |
| 国民年金保険料     | 新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入等が減少し、国民年金保険料の納付が困難な方  | ○        | 猶予が認められた期間の保険料は納付することを要しませんが、将来の年金額を増やすために、10年以内であればさかのぼって納付することができます。 |          | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免除・猶予は令和元年度分として令和2年2月分から令和2年6月分まで、令和2年度分として令和2年7月分から令和3年6月分まで、令和3年度分として令和3年7月分から令和4年6月分まで</li> <li>・学生納付特例は、令和元年度分として令和2年2月分から令和2年3月分まで、令和2年度分として令和2年4月分から令和3年3月分まで、令和3年度分として令和3年4月分から令和4年3月分まで、令和4年度分として令和4年4月分から令和5年3月分まで</li> <li>ただしさかのぼって免除、学生納付特例等を申請することができるのは、申請時点から2年1か月前までの期間についてです。</li> </ul> | お住まいの区の区役所保険年金課又は管轄の年金事務所にお問合せのうえ、お手続きください。  | 各区役所代表電話<br>鶴見区役所 510-1818<br>神奈川区役所 411-7171<br>西区役所 320-8484<br>中区役所 224-8181<br>南区役所 341-1212<br>港南区役所 847-8484<br>保土ヶ谷区役所 334-6262<br>旭区役所 954-6161<br>磯子区役所 750-2323<br>金沢区役所 788-7878<br>港北区役所 540-2323<br>緑区役所 930-2323<br>青葉区役所 978-2323<br>都筑区役所 948-2323<br>戸塚区役所 866-8484<br>栄区役所 894-8181<br>泉区役所 800-2323<br>瀬谷区役所 367-5656<br><br>管轄年金事務所電話<br>港北区、緑区、青葉区、都筑区にお住いの方<br>港北年金事務所 546-8888<br><br>鶴見区、神奈川区にお住いの方<br>鶴見年金事務所 521-2641<br><br>西区、中区にお住いの方<br>横浜中年金事務所 641-7501<br><br>保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区にお住いの方<br>横浜西年金事務所 820-6655<br><br>南区、港南区、磯子区、金沢区にお住いの方<br>横浜南年金事務所 742-5511 |
| 水道料金・下水道使用料 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉費金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者となった方または、離職などで収入の大幅な減があり、一時的に支払いが困難な方 | ○        | 原則4か月  | ○        |    | 令和2年4月1日受付開始  | (1)水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料の場合<br>水道局お客さまサービスセンターへご相談ください。<br>(2)井戸水に係る下水道使用料等、環境創造局で請求している下水道使用料の場合<br>環境創造局経理経営課へご相談ください。 | (1)水道局お客さまサービスセンター<br>電話 847-6262<br><br>(2)環境創造局経理経営課<br>電話 671-2826   |

| 名称                      | 対象者   | 相談に応じる内容 |                 |    |    | 対象期間  | 手続き                                     | 問い合わせ先<br>市外局番 (045)  |
|-------------------------|---|----------|-----------------|----|----|---|---|---|
|                         |   | 猶予       | 期間              | 分割 | 減免 |   |   |   |
| 一般廃棄物処理手数料<br>産業廃棄物処分費用 | 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難な後納搬入者  | ○        | 4か月             |    |    | 納期限が令和2年4月末日以降のもの                               | 一般廃棄物処理手数料等納期限延長申出書をご提出ください             | 資源循環局総務課<br>電話 671-2538<br>資源循環局産業廃棄物対策課<br>電話 671-2511   |
| 市営住宅使用料                 | 新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少しやむを得ず支払えない方   | ○        | 分割期間により個別に対応    | ○  | ○  | 新型コロナウイルスの影響が見込まれる当面の間                          | 各指定管理者事務所にご相談ください                       | 建築局市営住宅課収納係<br>電話 671-2926  |
| 市営住宅保証金                 | 新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少しやむを得ず支払えない方   | ○        | 分割期間により個別に対応    | ○  |    | 新型コロナウイルスの影響が見込まれる当面の間                          | 入居手続きの際にご相談ください                         | 建築局市営住宅課管理係<br>電話 671-2923  |
| 港湾施設使用料                 | 港湾施設条例に基づき港湾施設の使用許可を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方                  | ○        | 原則、令和5年度(最大6か月) |    |    | 令和5年度中に納期限が到来するもの<br>※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります | 対象施設の使用許可申請手続きをいただいた部署へお問い合わせ下さい(右記参照)。 | 港湾局<br>賑わい振興課<br>671-2888<br>客船事業推進課<br>671-7272<br>施設管理課<br>671-7231<br>物流運営課<br>671-7261<br><br>〔 横浜港埠頭(株)<br>南部管理事務所<br>621-6321<br>北部管理事務所<br>521-8080<br>経営経理課<br>671-7295 〕 |
| 土地建物貸付料<br>(港湾局)        | 港湾局所管の土地・建物を借り受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方                        | ○        | 原則、令和5年度(最大6か月) |    |    | 令和5年度中に納期限が到来するもの<br>※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります | 右記連絡先へご相談ください                           | 【賑わい施設】<br>港湾局<br>賑わい振興課<br>671-2888<br>【客船施設】<br>港湾局<br>客船事業推進課<br>671-7272<br>【物流施設】<br>港湾局<br>港湾管財課<br>671-7080<br>港湾局<br>山下ふ頭<br>再開発調整課<br>671-7314                           |
| 水域占用料 (港湾局)             | 横浜港の港湾区域内における水域の占用等に関する条例に基づき、水域占用許可を受けている方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方 | ○        | 原則、令和5年度(最大6か月) |    |    | 令和5年度中に納期限が到来するもの<br>※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります | 右記連絡先へご相談ください                           | 港湾局<br>水域管理課<br>電話 671-7130   |
| 入港料 (港湾局)               | 横浜市入港料条例に基づき、入港料の徴収対象となる方のうち、新型コロナウイルスの影響により支払いの猶予を希望される方                   | ○        | 原則、令和5年度(最大6か月) |    |    | 令和5年度中に納期限が到来するもの<br>※経済動向等を踏まえ年度途中で変更の可能性があります | 右記連絡先へご相談ください                           | 横浜港埠頭(株)<br>北部管理事務所<br>521-8080<br><br>〔 港湾局<br>水域管理課<br>電話 671-7130 〕  |